

贈呈

JAはまゆうが 完熟マンゴー贈呈

完熟マンゴーの消費拡大を図ろうと、JAはまゆう果樹部会亜熱帯果樹専門部は5月23日、串間産完熟マンゴーを市長に贈呈しました。

同部の新垣雄大副会長ら3人が市役所を訪れ、市長に最高級品の「太陽のタマゴ」を手渡しました。

試食した市長は「甘くておいしい。消費拡大のためできることをやっていきたい」と話し、旬の味を堪能。

新垣副会長は「旬のマンゴーを食べて笑顔になってもらえたらうれしい」と話していました。



贈呈

JA串間市大束が超早掘り 甘藷と完熟マンゴー贈呈

JA串間市大束は6月17日、超早掘り甘藷と完熟マンゴーを市長に贈呈しました。

同組合かんしょ部会の川崎博樹部会長、亜熱帯果樹部会の山下寿部会長らが市役所を訪問し、市長に串間の特産品である「ヤマダイかんしょ」と最高級品の「太陽のタマゴ」を手渡しました。

川崎部会長は「天候に恵まれ今年もよいものができた。天ぷらなどでおいしく食べてほしい」、山下部会長は「重油高など物価高騰で厳しい状況だが、今年も糖度十分のものができた。ぜひPRしてもらいたい」と話していました。



贈呈

茶業振興会が 小中高生に新茶贈呈

串間産のお茶を子どもたちに味わってもらおうと、串間市茶業振興会は5月19日、教育委員会に80グラム入りの新茶60袋を贈呈しました。

同振興会の内田浩輔会長が市役所を訪れ、教育長に新茶を手渡しました。試飲した教育長は「甘みがあったおいしい。学校でも新茶にふれる機会を作りたい」と話し、内田会長は「ここ数年で一番よいお茶ができた。子どもたちにおいしさを知ってもらいたい」と話していました。

新茶は教育委員会を通じて市内の小中高校に配布されました。



募集 宿泊クーポン券事業 参加事業者募集

串間市への誘客を促進し、観光・関連産業を活性化させるための取り組みとして、市外在住者を対象とした宿泊クーポン券事業「おいでよ！串間市！キャンペーン」が実施されます。つきましては、クーポン券配布を行う宿泊事業者、クーポン券使用店舗となる事業者を下記のとおり募集しておりますので、取り扱いをご希望の方は、**事務局である串間市観光物産協会(☎72-0479)**までお問い合わせください。

- クーポン券配布者(宿泊事業者)…串間市内で宿泊事業を営む者
- クーポン券使用店舗…串間市内で、飲食業、土産品・地場産品などの販売、交通事業者、ガソリンスタンド、観光施設、体験観光メニュー事業などを営む者(※クーポン券使用の対象となる商品・サービスなどの詳細については事務局へお問い合わせください)

●事業の概要
串間市内に宿泊した方(※市内在住者対象外)に、1泊1人あたり3,000円の串間市内で利用できるクーポン券を配布します。国・県のキャンペーン事業とも併用できます。



募集しています!



観光・関連産業

飲食業

お土産売り場

交通機関

レジャー・スポーツ

体験観光メニュー

道の駅 「くしま」 だより

飲食物販施設店長
富田 いづみさん

店長がおすすめする
「今」にピッタリの
商品!!



梅雨の時期は野菜や作物にとって大切な時期ですが、品ぞろえがどうしても少なくなってしまう時期でもあります。

しかしこんな時期だからこそできることがあるのではないかとということで、出荷者の皆さまと限定の夏ギフト・お中元セットを作りました。

串間にいると意外と気付かない地元の名産品ですが、県外で頑張っている『串間出身』の方々から「甘いしょうゆが恋しい」、「地元で作ったとうもろこしを送ってほしい」、「串間の酒が飲み

たい」などたくさん声をいただきます。そこで、串間の名産がたくさん詰まった夏ギフト・お中元セットとなっています。

県外のお客さまに串間の味を知っていただくためにも、ぜひ串間に住む皆さまに串間の味をたくさんの方に広めていただければと思っています。

道の駅「くしま」から『地元、串間の味』をたくさんアピールできるように季節ごとにさまざまな企画を考えていきますので、道の駅「くしま」にぜひお立ち寄りくださいね♪

年金 トピック

令和4年度の一般免除申請 受け付けは7月からです

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予となる制度があります。保険料が未納の状態でも、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。令和4年度(令和4年7月1日～令和5年6月30日)の免除の受け付けは7月1日から開始します。免除申請は原則として毎年度必要です。なお、申請時点の2年1ヵ月前までさかのぼって申請ができますので、忘れずにお手続きをお願いいたします。

一部免除を受けたときは 残りの保険料の納付を忘れずに!

一般免除は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に承認されます。このうち、4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから一部免除といえます。この一部免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。免除が承認されても、納付されないと保険料未納期間となってしまうので、ご注意ください。

問い合わせ先 市民生活課市民係 ☎72-1117(内線225・226) / 都城年金事務所 ☎0986-23-2571